

政 府

-----  
No.28/2021/NĐ-CP

ベトナム社会主義共和国  
独立 - 自由 - 幸福

-----  
ハノイ, 2021年3月26日

政 令

官民パートナーシップ方式による投資プロジェクトの  
財政管理メカニズムを規定する

-----  
2015年6月19日付政府組織法；2019年11月25日付政府組織法及び地方自治体組織法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；

2015年6月25日付国家予算法に基づき；

2015年6月22日付法規範文書発行法；2020年6月18日付法規範文書発行法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；

2012年6月20日付価格法に基づき；

2014年6月18日付建設法；2020年6月17日付建設法の幾つかの条項を改正及び補充する法律に基づき；

2017年6月21日付公的資産の管理及び使用に関する法律に基づき；

2019年6月13日付公共投資法に基づき；

2019年11月26日付証券法に基づき；

2020年6月17日付企業法に基づき；

2020年6月17日付投資法に基づき；

2020年6月18日付官民パートナーシップ方式による投資法に基づき；

財政大臣の要請を踏まえ；

政府は、官民パートナーシップ方式による投資プロジェクトの財政管理メカニズムを規定する政令を公布する。

## 第1章 一般規定

### 第1条. 調整範囲

1. 本政令は、官民パートナーシップ方式（以下、「PPP」という。）による投資プロジェクトの財政管理メカニズムに関して規定し、以下を含む：

- a) PPP プロジェクトの財政スキーム；
- b) PPP プロジェクト企業の社債発行；
- c) 各々の PPP プロジェクトにおける国家資本金の管理，使用；
- d) 完成した施設／インフラシステムの投資資金の決算；
- d) 権限を有する国家機関への施設／インフラシステムの譲渡資産の処理に係る手順，手続き；
- e) 営業収益の増加，減少分の配分。

2. PPP 方式による投資法（以下、「PPP 法」という。）第73条の規定に従った権限を有する機関，PPP プロジェクト準備ユニット，入札募集者，PPP プロジェクト審査決定委員会，PPP プロジェクトの審査決定の任務を割り当てられたユニットのプロジェクト準備業務；PPP 法第70条第5項 a 号の規定に従った施設／インフラシステムの建設補助；PPP 法第72条の規定に従った賠償，土地収用，支援，再定住，仮施設の建設補助に支出される公共投資資金分は，公共投資資金を使用するプロジェクトの管理，使用，支払い，決算に関する規定に従って管理，使用，支払いがなされる。

3. 本条第1項 d 号の権限を有する国家機関への施設／インフラシステムの譲渡資産の処理に係る手順，手続きは，PPP プロジェクト契約，公的資産の管理及び使用に関する法令の規定及び関係法令の規定に従って実施される。

### 第2条. 適用対象

本政令は，以下に適用する：PPP プロジェクト契約における各当事者；国家管理機関及び PPP 投資活動に関係する各々の機関，組織，個人。

## 第2章

### PPP プロジェクトの財政スキーム, 投資家, PPP プロジェクト企業の PPP プロジェクト実施資金

#### 第1節

#### PPP プロジェクトの財政スキーム

##### 第3条. PPP プロジェクトの財政スキームの立案に係る原則

1. PPP プロジェクトの財政スキームは, PPP プロジェクトの投資準備, 実施及び稼働の段階において, 規定に従った合法的な各々の支出項目及び収入源を十分に反映しなければならない。

2. 財政スキームの各々の財政指標は, 資本調達金利及び投資家自己資本 (エクイティ) 利益率の加重平均割引率に従って割り引かれた, 税引後キャッシュフローに基づき計算される。

3. 実際の収益は, 付加価値税を含まない, 公共の製品/サービスの供給からの総収益である。

4. 財政スキームにおいて使用する通貨は, ベトナムドンである。

##### 第4条. 財政スキームの内容

PPP プロジェクトのプレ F/S 報告書, F/S 報告書における財政スキームは, 以下の各々の内容を含む:

1. PPP プロジェクトの投資総額。

2. PPP プロジェクト実施の資金源:

a) PPP 法第 70 条, 第 72 条に規定する各々の目的のために使用する国家資本金 (ある場合):

- 以下の公共投資資金の総額: 施設/インフラシステムの建設補助; 賠償, 土地収用, 支援, 再定住; 仮施設の建設補助;

- 公的資産の管理及び使用に関する法令の規定に従った公的資産の価値;

- 公共投資資金源のディスバース計画; 公的資産による資金援助の時期。

b) 投資家の自己資本 (エクイティ) 源:

- PPP プロジェクト参加への自己資本 (エクイティ) の総額;

- 自己資本（エクイティ）源のディスバース計画。

c) 投資家によって調達された資金源：

- 調達資金の総額（資本金種類別）；

- ローン期間，社債発行期限（ある場合），投資家によって調達された各々の資金源のディスバース計画；

- 資金の調達費用：ローン資金の金利，社債発行の金利（ある場合）及び資金調達に関連する必要な費用（ある場合）。

d) 権限を有する機関は，以下を参考にする責務を有する：各々の商業銀行（市中銀行）の中期，長期の貸出金利；プレ F/S 報告書，F/S 報告書における財政スキームの立案の基礎とするための類似プロジェクトのローン資金の金利（ある場合）。

3. 優遇，保証に係る各々の提案（ある場合）。

4. 投資家の自己資本（エクイティ）における利益。

5. プロジェクトの稼働期間において予想される各々の費用項目。

6. 投資家の投資資金，利益の回収計画：

a) 予想される公共サービスの各々の価格・料金；それらにおいては，価格・料金に関する法令及び関係法令の規定に合致した，開始時点での価格・料金及び価格・料金に係る調整の原則を具体的に確定する；

b) PPP プロジェクト企業の合法的なそれぞれの回収（資金）源の予想される収益；

c) 実施，稼働，投資家の資金及び利益の回収に係る期間；

d) BTL 契約，BLT 契約によって実施される PPP プロジェクトに関し，投資家の投資資金及び利益の回収に係るスキームは，PPP プロジェクト企業への支払資金源に関する規定を補充し，以下を含む：

- PPP プロジェクトを実施する公共投資資金の支払計画；

- 稼働期間における PPP プロジェクト企業への経常支出資金の支払期間；

- PPP プロジェクト企業の公共サービスの提供事業からの収益（ある場合）。

7. O&M 契約の形式に従って実施する PPP プロジェクトに対する国家予算（ある場合）の各々の納付項目。

8. 以下を含む財政スキームの実現可能性の分析、評価に係る各々の指標：

- a) 正味現在価値（NPV：Net Present Value）；
- b) 内部収益率（IRR：Internal Rate of Return）；
- c) 費用便益比（B/C：Cost Benefit Ratio）；
- d) 投資総額、稼働費用、収益、プロジェクト契約期間の変更時における各々の財務指標（上記）の影響度合い；

d) 効果的な投資プロジェクトを選定するため、PPPプロジェクトの特殊性を踏まえ、権限を有する機関は、以下のような各々のその他の財務指標を補充することを規定することができる：負債比率（Debt Equity Ratio）、弁済能力比率、資産の早期転換率、支払能力比率、現行法令の規定に従った資金保全に係る各々の措置。

9. 本条の規定は、各々の関係機関が、予備審査募集書類、入札募集書類を立案、審査決定する、及びPPPプロジェクト契約を締結するための基礎となる。

## 第2節

### 投資家、PPPプロジェクト企業の PPPプロジェクト実施資金源

#### 第5条. 投資家の自己資本（エクイティ）源

1. PPPプロジェクトの実施に参画する投資家の自己資本（エクイティ）は、PPPプロジェクト企業の定款に従い、かつ、PPPプロジェクト契約における規定に合致して実際に資金を拠出した独立した法人又は各々の独立した法人の連名による自己資本（エクイティ）である。

2. 投資家の自己資本（エクイティ）の確定は、以下に基づく：

a) 独立した監査機関による監査済の直近の年の投資家の財務諸表、及び監査済の法令の規定に従った中間財務諸表（ある場合）；

b) 投資家が年内に設立された新規の組織である場合、投資家の自己資本（エクイティ）は、設立時点からPPPプロジェクトに参画した時点までの独立した監査機関による監査済の財務諸表、又は、監査済の法令の規定に従ったPPPプロジェクトに参画した直近時点における中間財務諸表に基づき確定される；同時に、所有者の代表、所有者又は親会社は、PPPプロジェクトの財政スキームに従って資金を拠出するための自己資本（エクイティ）を十分に確保していることを証明する誓約文書及び財務諸表を有する；

c) 同時期に、投資家が複数のプロジェクト及びその他の長期の金融投資項目（ある場合）に参画する場合、投資家は、プロジェクト及びその他の長期の金融投資項目のリストを作成するとともに、投資家が法令の規定に従って各々のプロジェクト及びその他の長期の金融投資項目を実施することをコミットメントするため、投資家の総自己資本（エクイティ）が自己資本（エクイティ）額の全てを十分に満たしていることを保証する。

d) 予備審査募集書類、入札募集書類は、投資家の財務能力を評価する根拠とするため、投資家の自己資本（エクイティ）を確定する根拠に関して具体的に規定するとともに、投資家の自己資本（エクイティ）の確定時期を求める；

d) PPP プロジェクトに契約時点において、投資家、PPP プロジェクト企業は、投資家、PPP プロジェクト企業の資金調達監査の根拠とするため、権限を有する機関、PPP プロジェクト契約締結機関に対し、自己資本（エクイティ）の十分な調達を確保するスキーム、及びPPP プロジェクト契約の規定に従った自己資本（エクイティ）に関する要件を満たすことを確保することを証明する各々の資料を送付する責務を有する。

3. 投資家は、自己資本（エクイティ）、実施中の各々のプロジェクト及びその他の長期の金融投資項目への自己資本（エクイティ）の配分、PPP プロジェクト実施計画に従った自己資本（エクイティ）の調達スキームに関連して提供される各々のデータ、資料の正確性、合法性に関して、法令に基づく責務を負う。

## **第6条. プロジェクト実施のための、ローン資金、社債資金及びその他の合法的な各々の資金源の調達**

1. プロジェクト契約の交渉時点までに計算されたローン資金源、社債発行により調達する資金源及びその他の合法的な各々の資金源は、貸し手（レンダー）、債券を購入する投資家又は債券発行保証組織と、投資家、PPP プロジェクト企業との間での、書面によるコミットメント又は合意に基づき確定される。資金の貸し手（レンダー）、債権を購入する投資家又は債権発行保証組織が提供をコミットメントする資金の総額は、投資家、PPP プロジェクト企業が調達しなければならない資金額と少なくとも同じである。

2. 社債発行からの調達資金及びその他の資金の各々のローン形式（ある場合）を含む、ローン資金の総額は、PPP プロジェクト契約の規定に従ったローン資金の総額を超えない。

3. PPP プロジェクト企業は、PPP プロジェクト契約を署名した後、非私募転換社債及び非私募ワラント債のみ発行することができる。

4. PPP プロジェクト企業の社債の発行は、PPP 法の規定、並びに上場企業ではない会社の国内市場における私募社債の募集、取引、及びに国際市場への社債の募集に関する政令の規定に従って実施する。

5. 国内市場において私募債を募集する PPP プロジェクト企業は、本条第 4 項及び以下の各々の要件を満たさなければならない：

a) 発行された社債の元本及び利息のいずれとも全額支払う、又は、社債発行前の連続した 3 年間の各々の債務項目を全額支払う（ある場合）；

b) 社債発行スキームは、国内市場における私募社債の募集、取引に関する法令の規定に従って、権限を有する機関に承認されるとともに、締結された PPP プロジェクト契約における財政スキームに合致していなければならない；

c) 発行年の前年の財務諸表は、公益を有するユニットの財務諸表の監査の実施を承認された監査組織によって監査される。PPP プロジェクト企業の活動が 1 年未満の場合、PPP 法第 78 条第 3 項の規定に従って監査される発行年の前年の財務諸表を有するとする要件は免除される。

6. 募集の参加対象は、国内市場における私募社債の募集、取引に関する法令の規定による専門の証券投資家である。国際市場への社債の募集、取引の参加対象は、発行市場の規定に従って実施する。

7. PPP プロジェクト企業の社債発行スキームは、国内市場における私募社債の募集、取引、及びに国際市場への社債の募集に関する政令の規定及び以下の各々の規定に従って実施する：

a) 発行する社債の量及び期限は、締結した PPP プロジェクト契約における財政スキームに合致していること；

b) PPP 法第 52 条第 2 項の規定に従って PPP プロジェクト企業が契約を終了された場合における債権の金利、元本の債務返済処理スキーム。

8. PPP プロジェクト企業の社債発行に関する情報開示制度は、国内市場における私募社債の募集、取引、及びに国際市場への社債の募集時における情報開示に関する法令の規定及び以下の各々の内容に従って実施する：

a) 締結した契約に従ったプロジェクトの財政スキームに関する募集前の情報開示；社債の募集による資金の管理、デイスバースプロセス；本条第 7 項の規定に従った債権の金利、元本の債務返済処理スキーム；

b) 債権発行による資金の管理，使用，PPP プロジェクト実施計画に関する定期的な情報開示。

9. PPP プロジェクト企業が PPP 法第 52 条第 2 項の規定に従って契約を終了された場合，債券を購入する投資家のための債権の元本，金利の債務返済は，以下のとおり実施される：

a) PPP 法第 53 条第 2 項の規定に従ってプロジェクトを受け入れた（引き継いだ）代わりとなる投資家は，PPP プロジェクト企業によって発行された社債の要件，条項による債権の金利，元本に係る債務支払いの義務を引き継ぐ責務を有する；

b) 権限を有する機関が期限前に契約を終了したプロジェクトを引き継ぐ場合，PPP プロジェクト企業は，社債を購入した投資家に対して，PPP プロジェクト企業の買収経費，又は，PPP 法第 52 条第 6 項の規定による PPP プロジェクト契約の終了に係る賠償（資金）源及び PPP プロジェクト企業のその他の合法的な各々の資金源から，期限前の社債の元本，金利を十分に支払う責務を有する。

10. PPP プロジェクト企業は，PPP プロジェクト契約の規定に従った各々の資金源の調達，使用の実施状況に関し，PPP プロジェクト締結機関に報告する責務を有する。

### 第 3 章

#### PPP プロジェクトの実施における 国家資本金の管理，使用，支払い

**第 7 条. PPP プロジェクト実施において使用する国家資本金の管理に係る原則**

1. PPP 法第 70 条の規定による施設／インフラシステムの建設補助に係る公共投資資金，公的資産の価値；

a) PPP 法第 70 条第 5 項 b 号の規定による施設／インフラシステムの建設補助に係る公共投資資金の使用は，PPP プロジェクト契約に規定する割合，額，進捗，条件に関する PPP プロジェクト契約において具体的に規定される。

b) PPP 法第 69 条第 1 項 a 号，c 号に規定する PPP プロジェクトに参画する国家資本金の割合は，PPP プロジェクト契約に規定するプロジェクトの投資総額の 50%を超えない。複数のプロジェクトコンポーネントを有するプロジェクトに関し，PPP 方式による投資するプロジェクトコンポーネントを有する場合，PPP 法第 69 条第 1 項 a 号，c 号に規定する国家資本金の割合は，国家資本金を使用するプロジェクトコンポーネントの投資総額の 50%を超えない。

c) PPP 法第 69 条第 1 項 a 号，c 号の規定による PPP プロジェクトにおいて使用する国家資本金は，投資家の資本金及び利益の回収スキームに計上されない。



2. 施設／インフラシステムの建設補助のための公的資産の使用：

a) 施設／インフラシステムの建設補助のための公的資産の使用を決定する審査、手順、手続きは、公的資産の管理及び使用に関する法令の規定に従って実施する；

b) 施設／インフラシステムの建設補助のための公的資産は、価格に関する法令、公的資産の管理及び使用に関する法令の規定に従って、価格が審査される。公的資産の価格の額を決定するための価格審査証明書の発行期間は、PPP プロジェクトの投資方針を、権限を有する機関に提出し、（権限を有する機関が）承認した時点から 6 ヶ月を超えない。

3. 公共の製品／サービスを供給する PPP プロジェクト企業に支払うための国家資本金は、BTL 契約、BLT 契約に従って実施する：

a) 契約締結機関である各々の国家機関、公的機関自らによって経常支出が保証されない又は一部が保証されない各々のプロジェクトに関し、PPP プロジェクト企業への支払資金は以下を含む：

- PPP プロジェクトの投資経費を支払うために、中期及び毎年の公共投資計画において計上される公共投資資金；

- PPP プロジェクト企業の運営経費を支払うために、毎年の概算及び各々の回収項目（ある場合）において計上される国家予算からの経常支出資金。

b) 契約締結機関である各々の公的機関自らによって経常支出及び投資コストが保証される各々のプロジェクトに関し、PPP プロジェクト企業の支払資金は以下を含む：

- PPP プロジェクトにおける国家資本金部分に属する、PPP プロジェクトの投資コスト部分を支払うために計上される国家予算からの公的機関の公的事業開発基金、開発投資支出（資金）源；

- 法令の規定に従ったその他の合法的な収入源（ある場合）。

c) 支払資金源、支払要件、支払資金額、支払時期、支払期限は PPP プロジェクト契約において規定されなければならない。

4. PPP 法第 73 条第 3 項の規定に従った、権限を有する機関、契約締結機関の契約締結後のプロジェクトの実施展開に係る経費部分に支払う、経常支出資金源から計上される国家資金源は、国家予算に関する法令の規定に従って実施されなければならない。

5. 国家は、本政令第 5 章の規定に従って実施される、PPP 法第 82 条に規定する国家予算準備金からの営業収益の増加及び減少分の配分メカニズムによって、減少した収益分を PPP プロジェクト企業に支払う。

**第8条. PPP プロジェクトにおける投資への公共投資資金，経常支出資金，プロジェクト企業の合法的な収入源からの資金の支払い，国家予算準備金からの支払い支出の監査に係る原則**

1. PPP プロジェクトにおける投資支出，経常支出に支払う公共投資資金，経常支出資金及び PPP プロジェクト企業の合法的な収入源からの支払い，国家予算準備金からの支出の監査の任務を割り当てられた機関は，ベトナム国庫である。

2. 権限を有する機関が法例の規定に従って投資計画を割り当て，予算の概算を割り当てた時，PPP プロジェクトの国家資本金は支払われる。

3. PPP 法第 70 条第 5 項 b 号に規定する施設／インフラシステムの小規模工事の建設補助に係る公共投資資金は，権限を有する機関によって承認された中期，毎年の公共投資計画に合致した PPP プロジェクト契約に規定される各々の資金源の割合，金額，スケジュール，要件に応じて，PPP プロジェクト契約締結機関によって確認された完成済の作業量に対してのみ支払われる。

4. PPP プロジェクト契約における合意に従って公共の製品／サービスが供給された時点から，BTL，BLT 契約の形式に従って実施する公共の製品／サービスを供給する PPP プロジェクト企業に対して，国家資本金は支払われる。権限を有する機関によって承認された中期，毎年の公共投資資金計画，経常支出の概算に合致し，PPP プロジェクト契約における規定に従って PPP プロジェクト企業が供給する実際の公共の製品／サービスの量，品質に基づき，価値は定期的に支払われる。

5. PPP プロジェクト企業に支払われる国家資本金は，権限を有する機関によって承認されるとともに，PPP プロジェクト契約において規定される PPP プロジェクト実施における国家資本金（又は調整された国家資本金）の額を超えてはならない。年内に PPP プロジェクト企業に支払われる国家資本金は，割り当てられた PPP プロジェクトのために計上された年間資本計画を超えてはならない。

6. 国家資本金の支払いに係る監査の実施のため，ベトナム国庫は，PPP プロジェクト契約締結機関によって送付された本政令の規定に従った支払要請書類及びプロジェクト契約における規定に基づく。制度に正しくない又は規定に従った書類が不足している支出要請項目を発見した場合，支払要請書類を受領した日から 3 営業日以内に，ベトナム国庫は，支払い拒否の理由を明確に記載した上で，PPP プロジェクト契約機関に支払い拒否を通知する。

7. PPP プロジェクト契約締結機関は，本政令の規定及び PPP プロジェクト契約の規定による各々の支払い（ディスバース）要件を確保した PPP プロジェクト企業の確定に関し，法令及び権限を有する者の前に，責務を負う；支払要請の価値，監査及び PPP プロジェクト契約の規定に従って支払い（ディスバ

ース)を行った PPP プロジェクト企業の自己資本(エクイティ)分の割合の確定に関して責務を負う;ベトナム国庫及び各々の当局に提供された書類における各書類の合法性を確保する。

8. 各々の権限を有する機関の支払要請書類における各々の文書が法例の規定に反していることが発見された場合,ベトナム国庫は,支払いを一時的に停止すると同時に,規定に反する文書を公布した権限を有する機関に対し再検討するよう要請するとともに,当該要請に対して明確に意見するよう要請する。10 営業日以内(ベトナム国庫が,現行規定に反する文書を公布した権限を有する機関に対して書面を発出した日から)に権限を有する機関からの返答がない又は現行規定に合致した返答がなされない場合,検討,処理のために,ベトナム国庫は,より上級の権限を有する機関及び財政機関に報告する。

### **第 9 条. ベトナム国庫の国家資本金の支払い手続きの実施方法**

1. ベトナム国庫の所在地に書類を送付するとともに,直接結果をその所在地で受領する。

2. ユニットがベトナム国庫との電子取引に参加している場合,ベトナム国庫の公共サービスウェブサイトへ書類を送付するとともに,そのサイトを通じて結果を受領する(ユニットは,ベトナム国庫の公共サービスウェブサイトにおけるガイダンスに従って,アクセスするとともに実施する)。

3. 国家公共サービスポータルを通じて,書類を送付するとともに,結果書類を受領する。

**第 10 条. PPP プロジェクト契約を実施する投資支出, 経常支出のための, 公共投資資金, 経常支出資金, 合法的な収入源からの資金の監査, 支払いのために一度送付される合法的な書類**

1. PPP プロジェクトにおける投資支出, 経常支出のための, 投資資金, 経常支出資金, 合法的な収入源部分の支払い要請時点よりも前又は同時に, PPP プロジェクト契約締結機関は, 口座を開設するベトナム国庫に, 最初の合法的な書類一式を送付する(これらの各々の文書は, 原本又は権限を有する機関によって原本の写しであることを証明する押印がなされた謄本であり, 補充, 調整しなければならない場合を除き, PPP プロジェクト契約の清算まで一度だけ送付される)。

2. 一度送付される合法的な書類は, 以下を含む:

a) 権限を有する機関の PPP プロジェクト承認決定, 及び各々の PPP プロジェクトの調整に係る決定(ある場合);

b) PPP プロジェクト契約, 及び PPP プロジェクト契約の各々の付録(ある場合)。

**第 11 条. PPP プロジェクトにおける投資支出，経常支出のための公共投資資金，合法的な収入源からの資金の監査，支払いのための書類**

1. 査収された完了済の作業量及び PPP プロジェクト契約における支払い条件に基づき，PPP プロジェクト契約締結機関は，PPP 法第 70 条第 5 項 b 号の規定による施設／インフラシステムの建設補助に係る公共投資資金の支払要請書類一式を作成するとともに，ベトナム国庫に送付し，（その書類一式には）以下を含む：

a) PPP プロジェクト契約機関によって承認された，PPP プロジェクト企業によって作成された PPP プロジェクト契約に基づく支払要請に係る完了した作業量の額に係るとりまとめ表（付録 I）；

b) PPP プロジェクト契約締結機関の公共投資資金に係る支払要請書面（付録 II）；

c) 2020 年 1 月 20 日付ベトナム国庫の領域に属する行政手続きに関する政令 No.11/2020/NĐ-CP の規定に従った振込領収書。

2. PPP プロジェクト契約における合意に従って提供される公共の製品／サービスに基づき，PPP プロジェクト契約締結機関は，BLT 契約，BTL 契約の形式を適用する公共の製品／サービスを提供する PPP プロジェクト企業への支払要請書類一式を作成するとともに，ベトナム国庫に送付し，（その書類一式には）以下を含む：

a) PPP プロジェクト契約締結機関によって承認された，PPP プロジェクト企業によって作成された支払要請に係る公共の製品／サービスの完了した作業量，品質に係るとりまとめ表（付録 III）；

b) PPP プロジェクト契約締結機関の公共の製品／サービスを提供する PPP プロジェクト企業への支払要請書面（付録 IV）；

c) 2020 年 1 月 20 日付ベトナム国庫の領域に属する行政手続きに関する政令 No.11/2020/NĐ-CP の規定に従った振込領収書。

#### 第 4 章

#### 施設／インフラシステムの 投資資金に係る決算

**第 12 条. 予算年度の投資支出，経常支出のための公共投資資金，経常支出資金，合法的な収入源からの資金に係る決算**

PPP プロジェクト契約締結機関は，公共投資資金を使用するプロジェクトの管理，支払い，決算に関する規定に従った年度の公共投資資金に係る決算，並びに年度決算の査定，審査，通知及びとりまとめに関する規定に従った年度の経常支出資金源に係る決算を実施する。

### 第 13 条. 完成した PPP プロジェクトの施設／インフラシステムの投資資金に係る決算の原則

1. 完成後の PPP プロジェクト, プロジェクトコンポーネント, 小規模プロジェクト, PPP プロジェクトに属する独立した施設, 独立した小規模工事は, PPP 法第 60 条の規定に従った完成したプロジェクトに係る公共投資資金の決算を実施するため, 完成したプロジェクトに係る公共投資資金の決算報告により監査されなければならない。

2. PPP 法第 70 条第 5 項 b 号の規定に従った施設／インフラシステムの小規模工事の補助に係る公共投資資金部分に関し, PPP プロジェクト契約締結機関は, PPP プロジェクト契約の規定に従った PPP プロジェクトにおける公共投資資金の決算 (独立した監査機関によって監査されたもの) に基づき, PPP プロジェクト企業に対して支払い (ディスバース) された公共投資資金の額をとりまとめる。

3. 完成した施設／インフラシステムの投資資金に係る決算は, PPP プロジェクト契約の締結機関及び投資家, PPP プロジェクト企業によって法令の規定に従って合法的に締結された PPP プロジェクト契約の規定に従って, プロジェクトを稼働, 使用するための投資プロセスにおける各々の合法的な支出項目に係る額の確定である。

4. 資金調達コスト, 予備費コスト, PPP 法第 61 条第 2 項の規定により PPP プロジェクト企業によって節約されたコスト及び発生する各々の項目に係る決算を確定する原則は, 関係法令の規定に合致して, PPP プロジェクト契約において具体的に規定されなければならない。

5. 完成した施設／インフラシステムの決算額及び PPP プロジェクト契約の規定に基づき, PPP プロジェクトの各々の契約当事者は, 各々の権限及び発生する義務 (ある場合) を実施する。

### 第 14 条. 完成した施設／インフラシステムの投資資金に係る決算の手順, 手続き

1. BOT 契約, BOO 契約, O&M 契約, BLT 契約形式に従って実施する PPP プロジェクトに関して: PPP プロジェクト契約締結機関及び PPP プロジェクト企業は, PPP 法第 60 条第 3 項の規定に従って, 施設／インフラシステムの建設に係る投資コストを監査するため, 能力及び経験を有する独立した監査組織の選定に関して合意する。

2. BTO 契約, BTL 契約形式に従って実施する PPP プロジェクトに関して: PPP プロジェクトが完成した後, PPP プロジェクト契約締結機関は, PPP 法第 85 条第 3 項の規定に従って, 施設／インフラシステムの投資・建設に係るコストの監査を国家会計検査院に要請する文書を発出する。

3. 混合契約に関して: PPP プロジェクト契約の内容及び PPP プロジェクト企業は, PPP 法第 60 条, 第 85 条の規定及び本政令の各々の規定に従って, 施設／インフラシステムの投資資金の決算に係る手順, 手続きを合意する。

4. PPP プロジェクト企業は、完成した PPP プロジェクトの施設／インフラシステムの投資資金に係る決算書類一式を作成し、以下の具体的な期限を最大限として、PPP プロジェクト契約締結機関に送付する：

a) 国会，政府首相の投資方針決定の権限に属するプロジェクト：9 ヶ月；  
b) 大臣，中央機関及びその他の長，（地方政府の）省レベルの人民評議会の投資方針決定の権限に属するプロジェクト：6 ヶ月；

c) 完成した施設／インフラシステムの投資資金に係る決算書類を作成した PPP プロジェクト企業が本項 a 号，b 号に規定する PPP プロジェクト契約締結機関に送付する時間は、法令の規定に従って完成した施設／インフラシステムが査収された日から起算する。

5. PPP プロジェクト契約締結機関は、本政令第 15 条の規定に従って PPP プロジェクト企業によって提供された書類を十分に受領した日から 1 ヶ月以内に、完成した施設／インフラシステムの投資資金にかかる決算額を検討し、承認しなければならない。

#### **第 15 条. 完成した施設／インフラシステムの投資資金に係る決算書類**

1. プロジェクト企業の完成した施設／インフラシステムの投資資金に係る決算額を要請する意見書（原本）。当該意見書には、PPP プロジェクト企業及び監査組織，ユニットとの間で合意された内容，合意されていない内容及び合意されていない理由を明確に記載する。

2. PPP 法第 46 条の規定に従った PPP プロジェクト契約書類（原本の写しであることを証明する押印がなされた謄本）。

3. BOT 契約，BOO 契約，O&M 契約，BLT 契約に従って実施する各々のプロジェクトに関する独立した監査組織の監査報告書；BTO 契約，BTL 契約に従った投資プロジェクトに関する国家会計検査院の監査報告書（原本の写しであることを証明する押印がなされた謄本）。

4. 法令違反を行った PPP プロジェクト企業が権限を有する国家機関に調査された場合における調査機関の調査結果，検査機関の検査記録，各々の権限を有する国家機関の調査結果（原本の写しであることを証明する押印がなされた謄本）（ある場合）。

5. PPP プロジェクト企業の本条第 3 項，第 4 項における各々の規定の実施状況に関する報告書（原本）。

## 第 5 章

### 営業収益の増加及び減少分の配分

#### 第 16 条. 営業収益の配分メカニズムから発生する収益源, 支出源の管理に係る原則

##### 1. PPP プロジェクト企業に関して :

a) PPP 法第 82 条第 1 項の規定による PPP プロジェクト企業が国家に配分する営業収益の増加分は, PPP プロジェクト企業の課税所得を確定する際に直接的に営業収益の減少として計算される。

b) PPP プロジェクト企業は, 国家予算に関する法令の規定に従って, PPP プロジェクト企業が国会に配分する営業収益の増加分を国家予算に納める。

c) PPP 法第 82 条第 2 項に規定する国家が PPP プロジェクト企業に配分する営業収益の減少分は, PPP プロジェクト企業の公共の製品/サービスの提供からの営業収益として計算される。PPP プロジェクト企業は, PPP 法第 82 条第 2 項に規定する国家がプロジェクト企業に配分する営業収益の減少分に対して, 付加価値税を申告して支払わなくてよい。

##### 2. 国家に関して :

a) 国会, 政府首相, 大臣, 中央機関・その他の機関の長による投資方針決定の権限に属する各々のプロジェクトに関する PPP 法第 82 条第 1 項の規定による PPP プロジェクト企業が国家に配分する営業収益の増加分は, 中央予算の歳入項目となる ;

b) (地方政府の) 省レベルの人民評議会による投資方針決定の権限に属する各々のプロジェクトに関する PPP 法第 82 条第 1 項の規定による PPP プロジェクト企業が国家に配分する営業収益の増加分は, 地方予算の歳入項目となる ;

c) PPP プロジェクト企業の減少した営業収益を配分するための支払いに係る国家資金源 :

- 国会, 政府首相, 大臣, 中央機関・その他の機関の長による投資方針決定権限に属する各々のプロジェクトに関する PPP 法第 82 条第 2 項の規定による営業収益の減少分の配分を支払うための国家資金源は, 中央予算準備金からとなる。

- (地方政府の) 省レベルの人民評議会による投資方針決定の権限に属する各々のプロジェクトに関する PPP 法第 82 条第 2 項の規定による営業収益の減少分の配分を支払うための国家資金源は、地方予算準備金からとなる。

d) 国家は、PPP プロジェクトに対する国家予算準備金の使用に関する権限を有する機関の決定を得た後、PPP 法第 82 条第 2 項の規定に従って、PPP プロジェクト企業に対して営業収益の減少分を支払う。国家が PPP プロジェクト企業に対して配分する営業収益の減少分は、付加価値税を含まない営業収益である。

### **第 17 条. 営業収益の増加及び減収分の配分の実施に係る手順, 手続き**

1. 毎年、本政令第 20 条第 1 項の規定に従って PPP プロジェクト企業によって報告される実際の営業収益に基づき、PPP プロジェクト契約締結機関及び PPP プロジェクト企業、投資家は以下を実施する：

a) PPP プロジェクトの実際の営業収益及び PPP プロジェクト契約に規定する営業収益のレビュー、対照；

b) PPP 法第 82 条第 1 項、第 2 項の規定による公共の製品／サービスの価格、料金の調整及び契約期間の調整；

c) PPP 法第 82 条第 1 項、第 2 項の規定による営業収益配分メカニズムが適用される各々の条件が発生した場合、PPP プロジェクト契約締結機関は、国家と PPP プロジェクト企業の間で配分される営業収益の価値を確定するための根拠とするため、国家会計検査院に PPP プロジェクトの実際の営業収益の増加分、減少分を監査するよう要請する責務を負う。

2. 国家会計検査院の監査報告書及び PPP プロジェクト契約に基づき、PPP プロジェクト契約機関は、国家と PPP プロジェクト企業の間で配分される営業収益の価値を確定するとともに、権限を有する機関に報告する。

3. 本条第 2 項に従って各々の当事者によって確定された PPP プロジェクト企業が国家に配分する営業収益の増加分に関して、PPP プロジェクト企業は、当該営業収益分を、国家会計検査院が営業収益の増加分の確定に関する報告書を公布した日から 60 日以内に、規定に従って国家予算に納める責務を負う。

4. 本条第 2 項の規定に従って各々の当事者によって確定された国家が PPP プロジェクト企業に配分する営業収益の減少分に関して、営業収益の配分の実施に係る手順、手続きは以下のとおり：

a) 国会、政府首相、大臣、中央機関・その他の機関の長によって投資方針が決定される各々のプロジェクトに関して：



- 権限を有する機関は、営業収益の減少分を配分するメカニズムの実施要請に係る書類一式を財政省に送付する。書類は以下を含む：

(i) PPP プロジェクト企業の営業収益の減少分に係る国家会計検査院の報告書（原本の写しであることを証明する押印がなされた謄本）；

(ii) 営業収益の減少分の配分を要請する PPP プロジェクト契約締結機関の文書；それにおいて、国家が PPP プロジェクト企業に配分する営業収益の減少分の価値を確定していること（原本）。

- 財政省は、主導し、各々の関係機関と協働してとりまとめ、PPP 法第 82 条第 2 項の規定による PPP プロジェクト企業に対する営業収益の減少分を支払うため、政府首相が中央予算準備金の使用を検討し、決定するよう、（政府首相に）提出する。

b) （地方政府の）省レベルの人民評議会が投資方針を決定する各々のプロジェクトに関して：

- PPP プロジェクト契約締結機関は、営業収益配分メカニズムの実施要請に係る書類一式を財政局に送付する。書類は以下を含む：

(i) PPP プロジェクト企業の営業収益の減少分に係る国家会計検査院の報告書（原本の写しであることを証明する押印がなされた謄本）；

(ii) 営業収益の減少分の配分を要請する PPP プロジェクト契約締結機関の文書；それにおいて、国家が PPP プロジェクト企業に配分する営業収益の減少分の価値を確定していること（原本）。

- 財政局は、主導し、各々の関係機関と協働してとりまとめ、PPP 法第 82 条第 2 項の規定による PPP プロジェクト企業に対する営業収益の減少分を支払うため、（地方政府の）省レベルの人民評議会が地用予算準備金の使用を検討し、決定するよう、（（地方政府の）省レベルの人民評議会に）提出する。

c) 権限を有する機関は、財政機関が本条第 4 項の規定による営業収支の配分の実施要請に係る十分な書類を受領した日から 60 日以内に、PPP プロジェクト企業に対し、営業収益の減少分の配分を支払うため、国家予算準備金の使用を検討し、決定する。

## 第 18 条. 国家予算準備資金源からの営業収益の減少に係る配分の支払い

1. 本政令第 17 条第 4 項に規定する国家予算準備金の使用に関する権限を有する機関の決定に基づき、権限を有する機関（中央予算準備金を使用する PPP プロジェクトに関して）、PPP プロジェクト契約締結機関（地方予算準備金を使用する PPP プロジェクトに関して）は、国家予算に関する法令の規定に従って、PPP プロジェクト企業に営業収益の減少分を支払うため、同レベルの金融機関に支出命令の要請文書を発出し、ベトナム国庫に送付する。

2. 財政機関の支出命令に基づき、ベトナム国庫は、国家予算に関する法令の規定に従って、支出命令及び予算基金の支出に係る有効性、合法性を確認し、PPP プロジェクト企業の口座に資金を振り込む。

## 第6章 報告制度

### 第19条. 権限を有する機関、PPP プロジェクト契約締結機関、PPP プロジェクトに参加する公共資産を保有する国家機関の責務

1. 権限を有する機関は、公共投資、国家予算、公的資産の管理及び使用に関する法令の規定並びに関係法令の規定に従って、PPP プロジェクト契約の実施に係る国家予算の支出任務に属する投資支出、経常支出のために、公共投資資本、経常支出資金、合法的な収入源に係る実施及び支払い（ディスバース）状況に関して報告する。

2. PPP プロジェクトに参画する公的資産を有する国家機関は、公的資産の管理及び使用に関する法令の規定に従って、PPP プロジェクトに参画する公的資産の使用に関して報告する。

3. 権限を有する機関は、PPP 法第94条第7項の規定に従ってPPPに関する中央における国家管理機関に報告するため、PPP プロジェクトの実施状況に係る報告における、各々のPPP プロジェクト契約に規定する国家資金の使用に係る各々のコミットメントをとりまとめる。

### 第20条. 投資家、PPP プロジェクト企業の責務

1. PPP プロジェクト企業が税務管理に関する法令の規定に従って年次税務確定書類を提出した日から10日以内に、PPP プロジェクト企業は、営業収益の増加分、減少分の配分メカニズムを実施する根拠とするため、会計年度の実際の営業収益に関して、PPP プロジェクト契約機関への報告書を発出する。

2. 国家によって公的資産を割り当てられたPPP プロジェクト企業は、PPP プロジェクト契約及び公的資産の管理及び使用に関する法令の規定に従って、公的資産を管理及び使用する；公的資産の管理及び使用に関する法令の規定に従って、PPP プロジェクトに参画する公的資産の使用に関する報告を実施する。

## 第7章 各々の機関、組織、個人の 任務、権限、責務

### 第21条. 財政省の任務、権限

1. 国会、政府首相、大臣、中央機関・その他の機関の長によって投資方針が決定された各々のPPP プロジェクトの営業収支の減少分の配分メカニズムが発生した際に、中央予算準備金の使用に関してとりまとめ、政府首相に報告すること。

2. PPP プロジェクトにおける国家資金の支払い及び決算，完成した施設／インフラシステムの公共投資資金の決算に係る業務の実施紙を主導して指導すること。

3. 計画投資省と協働して，PPP プロジェクトにおける公的投資資金の確定を政府に報告すること。

4. (中央政府の)省，セクター，中央機関，その他の機関，(地方政府の)省レベルの人民委員会の各々の PPP プロジェクト契約における財政スキームの実施に係る監査において，計画投資省と協働すること。

## **第 22 条. 計画投資省の任務，権限**

1. 主導し，財政省と協働し，PPP プロジェクトにおける公共投資資金の確定を政府に報告すること。

2. 主導し，財政省，(中央政府の)省，セクター，中央機関，(地方政府の)省レベルの人民委員会と協働し，PPP プロジェクトの実施に係る監査を実施する。

3. 国会，政府首相，大臣，中央機関・その他の機関の長によって投資方針が決定された各々の PPP プロジェクトの営業収支の減少分の配分メカニズムが発生した時に，財政省と協働し，中央予算準備金の使用に関して政府首相に報告すること。

## **第 23 条. 権限を有する機関，PPP プロジェクト契約機関の責務**

1. PPP 法，国家予算法，公共投資法，公的資産の管理及び使用法，価格法，先述した各々の法律に係る各々のガイダンス文書の規定並びに PPP プロジェクト契約の各々の規定を実施すること。

2. 以下の責務を負う：PPP プロジェクトを実施するために，投資家によって提供された各々の書類，資料に基づき投資家の財政能力を評価し，PPP プロジェクトを実施するための財政能力を十分に備えた投資家を選定することを確保すること；PPP プロジェクト契約の規定に従って，投資家の自己資本（エクイティ）の調達に係る各々のコミットメントに係る実施を監査すること。

3. PPP 法第 52 条の規定に従って，PPP プロジェクト契約が終了した場合の各々の当事者の財政処理スキーム，権限，責務及び任務を検討し，承認すること。

4. PPP プロジェクトの実施展開を検査，監査すること；PPP プロジェクト契約の規定に従って，投資，プロジェクト企業の投資資金の調達，使用を確保すること。

5. PPP プロジェクト契約締結機関，PPP プロジェクト企業が，規定に正しく従って，施設／インフラシステムに係る公共投資資金の決算業務を実施することを監督，指導すること。

6. 本政令の規定の実施における各々の困難，課題をとりまとめ，財政省がとりまとめて政府に報告するよう，（財政省に）送付すること。

#### **第 24 条. 投資家，PPP プロジェクト企業の責務**

1. 投資家，PPP プロジェクト企業は，PPP プロジェクト契約及び関係法令の各々の規定に定める各々の権利，任務を実施する責務を有する。

2. PPP プロジェクトにおいて権限を有する機関，契約締結機関，国家資金分の管理を割り当てられたユニットと協働し，PPP プロジェクトにおける国家資金部分の支払いに係る書類及び完成した施設／インフラシステムに係る決算書類を完成させること。

3. 投資家，PPP プロジェクト企業は，税務に関する法令の規定及び本政令の規定に従って，税務の計算目的のため，営業収益，経費，その他の収入を確定する責務を負う。

### **第 8 章 施行条項**

#### **第 25 条. 経過措置条項**

1. 本政令の効力を有した時点までに入札が終了していない PPP プロジェクトは，入札募集者が本政令の規定に従った入札募集書類，要請書類を修正するために，入札に関する法令の規定に従って入札募集書類を延長する責務を有するとともに，承認された投資方針及び F/S 報告書の調整に繋がらないことが保証される。

2. 本政令の効力を有した時点までに入札が終了し，PPP プロジェクト契約を未だ締結していない PPP プロジェクトは，PPP プロジェクト契約締結機関が，PPP プロジェクトにおける国家資金の支払い，施設／インフラシステムに係る公共投資資金の決算，営業収益の増加，減少分の配分メカニズムの実施に係る手順，手続きに関連する各々の内容に関して，PPP 法第 101 条第 3 項の規定及び本政令の各々の規定に従って，契約の交渉，締結を実施する責務を有するとともに，承認された投資方針及び F/S 報告書の調整に繋がらないことが保証される。

3. 本政令が効力を有する前に署名された各々の PPP プロジェクト契約に対して，PPP プロジェクト契約に従った実施が継続される。

4. 本政令が効力を有する前に署名された各々の PPP プロジェクトに関する施設／インフラシステムの公共投資資金の決算は，PPP プロジェクト契約が締結された時点での法令の規定に従って実施する。

## 第 26 条. 施行効力

1. 本政令は、署名した日から効力を有する。
2. 各々の大臣、（中央政府の）省レベルの機関の長、政府直轄機関の長、（地方政府の）省レベル、中央直轄市の人民委員長、各々の関連する機関、組織及び個人は、本政令を施行する責務を負う。

(添付資料：省略)

### 宛先:

- 党中央書記局
- 政府首相、各々の政府副首相；
- 各々の（中央政府の）省、（中央政府の）省レベルの機関、政府直轄機関；
- （地方政府の）省・中央直轄市評議員会、人民委員会；
- 党中央事務局及び各委員会；
- 書記長事務局；
- 国家主席府；
- 国会民族評議会及び各々の委員会；
- 国会事務局；
- 最高人民裁判所；
- 最高人民検察院；
- 国家会計検査院；
- 国家財政監査委員会；
- 社会政策銀行；
- ベトナム開発銀行；
- ベトナム祖国戦線中央委員会；
- 各々の団体の中央機関；
- 首相府：官房長官、各々の官房副長官、政府首相補佐官、情報通信部長、各々の庁・局、直轄ユニット、官報；
- 保管: VT, QHQT (2b) . 110

### 首相

(署名)

グエン・スアン・フック

(注) 法的効力を有するのはベトナム語の法令自体であり、仮和訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。本資料の利用に伴って発生した問題について、一切の責務を負いかねますので、法律上の問題に関してはベトナム語の法令を参照してください。